

第7章 税務行政の組織と権限

第1節 機構・定員関係の法令

税務職員としては、前述の税法、それに付随する政令、省令、通達を研究し、それらを身に付けなければならないが、我々の国税庁、国税局、税務署の機構や定員が何によって定められているのかも、知っておく必要がある。これらはもちろん法令等で定められているのであるが、税法が租税に関する実体法であるのに対して、これは組織法と呼ばれるものである。

組織関係の法令の根源は、国の行政機関の全部について定めた「国家行政組織法」があり、これを受けて「財務省設置法」が定められている。その下に、「財務省組織令（政令）」、「財務省組織規則（省令）」があり、それぞれ国税庁全般の機構を段階的に規定している。

国税庁（本庁）や国税局における機構の細部については、「国税庁事務分掌規則（訓令）」で定められている。さらに、税務署の細かい機構は、各国税局長の訓令で定められている。

定員については、「行政機関の職員の定員に関する法律」があり、これを受けて「行政機関職員定員令（政令）」があり、その下の「財務省定員規則（省令）」によって国税庁全体の定員が定められている。さらに、「財務省定員細則（財務省訓令）」によって、国税庁（本庁）の内部部局、施設等機関、特別の機関及び国税局・税務署の定員が定められ、「税務大学校、国税局及び税務署定員細則（訓令）」によって、国税局部別定員や、国税局別税務署事務系統別定員が定められている。

第2節 国税庁の組織

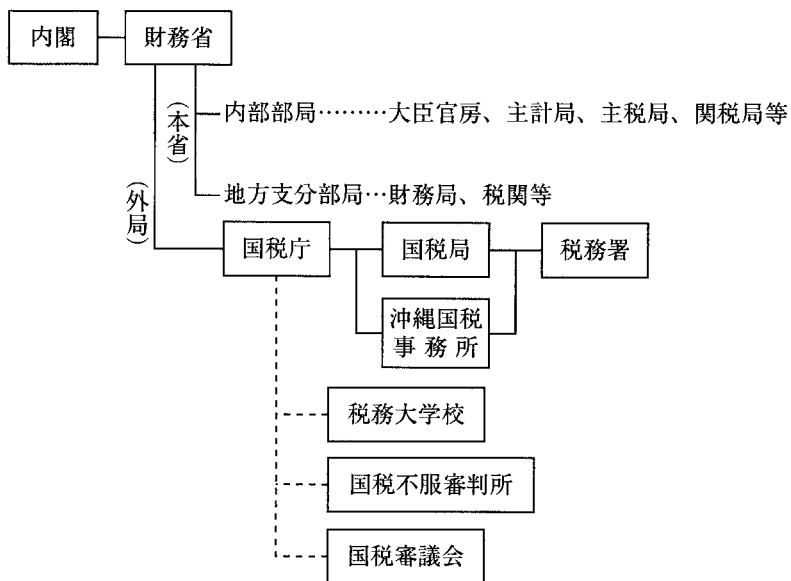
国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの）の賦課徴収を担当する行政機関（大蔵省（平成13年1月6日以降は財務省）の外局）として昭和24年に設置され、今日に至っている。

国税庁が、法律の定めに従い、内国税の賦課徴収を担当する機関であるのに対して、租税制度の企画及び立案を担当する機関として、財務省の主税局がある。また、関税、とん税及び特別とん税に関する制度の企画、立案及びその賦課徴収を担当する機関として、財務省の関税局とその下部組織である税関がある。

国税庁の組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。また、国税庁の施設等機関として税務大学校が設置されているほか、特別の機関として国税不服審判所が設置されている。

国税庁に所属し、税務の仕事に従事する職員の数（平成29年度の定員）は全体で55,667人であり、これを組織別に見ると、国税庁本庁に974人、国税局及び沖縄国税事務所に11,767人、税務署に42,131人、税務大学校及び国税不服審判所に795人がそれぞれ配置されている。

(参考) 財務省組織図



(注) 外局とは、内閣の統轄する府省の内部部局の外にあって府・省に直屬し、特殊事項を所管する機関をいう。

では、平成28事務年度における国税庁の機構がどのようになっているか、その各々の部署における職務は何かということについて、国税庁（本庁）、国税局、税務署の順に見ていくこととする。

第3節 国税庁（本庁）

国税庁（本庁）は、税務行政の執行に関する企画、立案等を行い、国税局（本節において沖縄国税事務所を含む。）と税務署の事務を指導監督する行政機関である。その機構を示すと7-1図のとおりである。

1 内部部局

国税庁（本庁）は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部で構成されている。

(1) 長官官房

長官官房は、各部や施設等機関及び特別の機関等の事務の総合調整の役割などを果たしており、審議官2人、参事官3人、総務課、人事課、会計課、国際業務課等が置かれている。

このうち審議官は、国際的に処理を要する事項に関する事務又は酒類行政・酒税関係事務等を総括しており、参事官は、国税庁の情報システムの整備及び管理に関する重要事項や法人番号の指定等に関する事務等を総括している。

また、総務課は、国税庁の所掌事務の総合調整、機構・定員に関する事務等を、人事課は、職員の任免、給与に関する事務等を、会計課は、国税庁全体の経費の予算・決算及び会計監査並びに国税庁全体の営繕に関する事務等を、国際業務課は、国際的に処理を要する事項の総合調整、国際協力、海外との連絡に関する事務等を行っている。

(2) 課税部

課税部には、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課等が置かれている。

このうち課税総括課は、課税部の事務の基本的運営方針の企画・立案等を行い、個人課税課、資産課税課及び法人課税課の各課は、所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税等の調査事務等について、国税局・税務署の指導監督を行うほか、税法等の執行に関する企画・立案を行っている。

また、酒税課は、酒税の調査事務等の国税局・税務署の指導監督、税法等の執行に関する企画・立案や不服申立て事務を行うほか、酒類産業行政に関する事務を行っている。

(3) 徴収部

徴収部には管理運営課及び徴収課が置かれている。

このうち管理運営課は、申告・納税等に関する基本情報の処理及び国税債権の管理事務等（以下「管理運営事務」という。）について、徴収課は、国税債権の徴収事務（以下「徴収事務」という。）について、国税局・税務署の指導監督を行うほか、税法等の執行に関する企画・立案、不服申立て、訴訟事務等を行っている。

(4) 調査査察部

調査査察部には調査課及び査察課が置かれている。

このうち調査課は、国税局が行う大規模法人等（原則として資本金1億円以上の法人及び外国法人。以下同じ。）の調査事務の指導監督等を行っている。

また、査察課は、国税局が行う悪質な脱税者の国税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締り（以下「査察調査」という。）事務の指導監督等を行っている。

2 施設等機関

税務大学校

税務大学校は、税務職員に対して職務遂行上必要な教育・訓練を行うことを目的として設置された国税庁の教育機関である。

税務大学校における教育は、本校（和光校舎）と国税局単位に設置された12の地方研修所において行われている。

本校では、専科、本科、国際科、専攻科、研究科等の長期研修及び主として国税局職員を対象とする短期研修（本校短期研修）を実施しており、地方研修所では、普通科のほか、審理（特別）研修などの国税局及び税務署の職員を対象とする短期研修（地方短期研修）を実施している。

また、本校研究部では、税務に関する学術的な調査研究、租税史料の収集整理、税務に関する国際協力等の事務も所掌しており、和光校舎内に設置された「租税史料室」では、約19万2千点余りの税に関する史料を所蔵しており、展示室を一般公開しているほか、租税史料の歴史的考察や租税制度の研究を行っている。

3 特別の機関

国税不服審判所

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関であり、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営を確保することを使命としている。

国税不服審判所は、国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関から分離された別個の機関として、昭和45年5月に設置されたもので、本部のほか、全国に12の支部及び7の支所が置かれている。

第4節 国 税 局

国税局及び沖縄国税事務所は、国税庁の指導監督を受け、税務署の賦課徴収事務について指導監督を行うとともに、自らも一定の賦課徴収事務を行う行政官庁である。

国税局及び沖縄国税事務所の管轄区域は、複数又は単数の都道府県単位で構成されている。国税局及び沖縄国税事務所が管轄する都道府県及び都道府県別所轄税務署数は、7表のとおりである。

7表

国 税 局 国税事務所	都 道 府 県 別 所 轄 税 務 署 数	署数計
札 幌	北海道(30)	30
仙 台	青森県(7) 岩手県(9) 宮城県(10) 秋田県(8) 山形県(8) 福島県(10)	52
関 東 信 越	茨城県(8) 栃木県(8) 群馬県(9) 埼玉県(15) 新潟県(13) 長野県(10)	63
東 京	千葉県(14) 東京都(48) 神奈川県(18) 山梨県(4)	84
金 沢	富山県(4) 石川県(5) 福井県(6)	15
名 古 屋	岐阜県(7) 静岡県(13) 愛知県(20) 三重県(8)	48
大 阪	滋賀県(7) 京都府(13) 大阪府(31) 兵庫県(21) 奈良県(4) 和歌山県(7)	83
広 島	鳥取県(3) 島根県(7) 岡山県(13) 広島県(16) 山口県(11)	50
高 松	徳島県(6) 香川県(6) 愛媛県(8) 高知県(6)	26
福 岡	福岡県(18) 佐賀県(5) 長崎県(8)	31
熊 本	熊本県(10) 大分県(9) 宮崎県(6) 鹿児島県(11)	36
沖 縄	沖縄県(6)	6

1 国 税 局

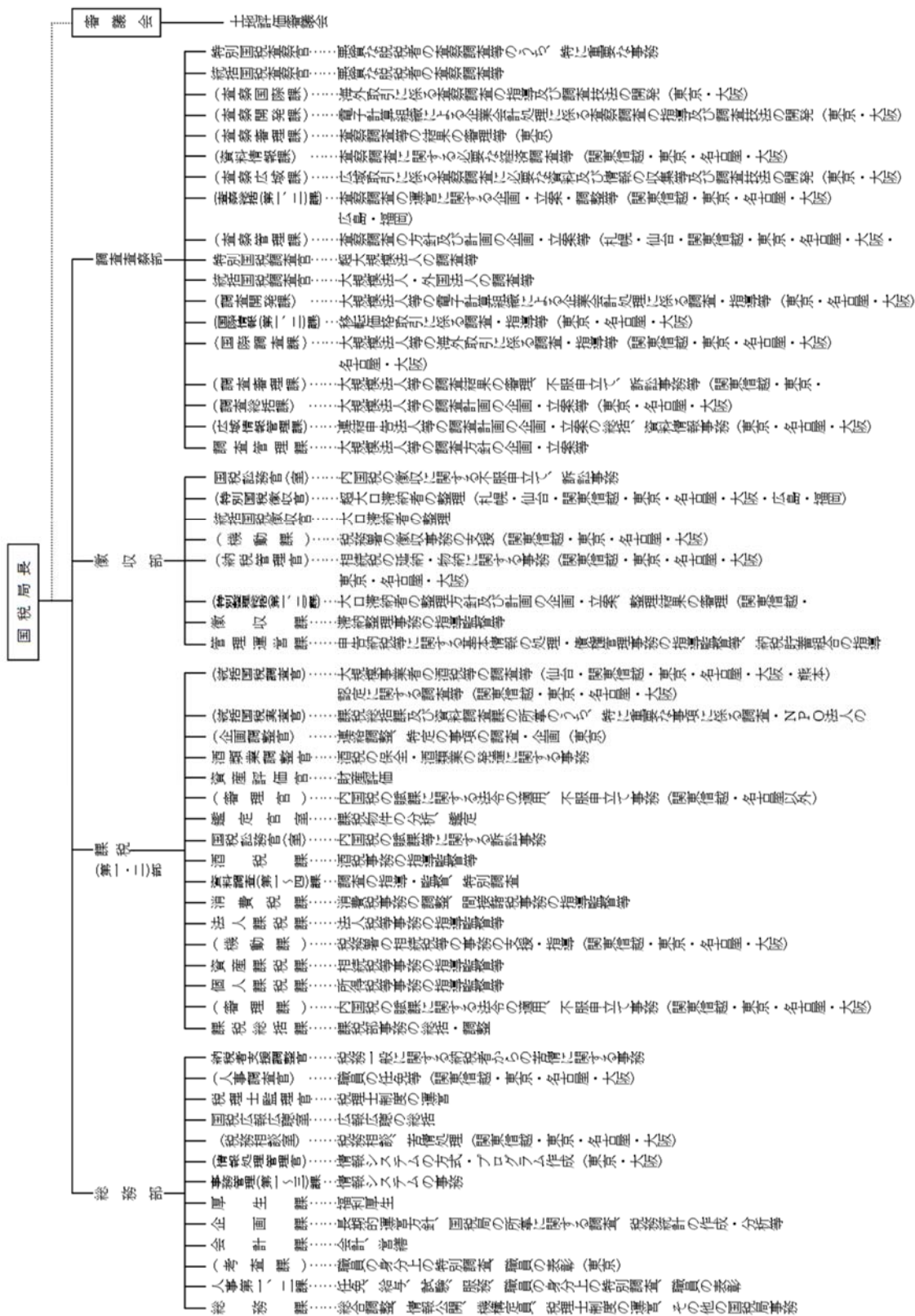
国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部に分かれている。

課税部については、札幌、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島及び福岡国税局においては、課税第一部及び課税第二部に分割されている。

また、調査査察部についても、東京国税局においては調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、大阪国税局においては調査第一部、調査第二部及び査察部に、名古屋国税局においては調査部及び査察部に分割されている。

国税局の機構（主なもの）を図示すれば、7-2図のとおりである。

7-2 図



(1) 総務部

総務部には、一般行政に共通して必要な事務を行う総務課、人事（一・二・考査）課、会計課、企画課、厚生課、事務管理課、税務相談室、国税広報広聴室等が置かれている。

このうち総務課、人事課及び会計課は国税庁におけるこれらの課と同様の事務を行っており、企画課は長期的運営方針に関すること、国税局の所掌に関する調査・研究と税務統計の作成・分析等を行っている。

税務相談室は、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局に置かれ、税務一般に関する相談に応ずるとともに、税務に関する苦情の処理を行っている。

国税広報広聴室は、税務の広報及び広聴に関する事務を行っている。

このほか、東京及び大阪の2国税局に情報処理管理官が、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局に人事調査官が、また各国税局に税理士監理官が置かれている。

情報処理管理官は、情報システムの方式・プログラムの作成に関する事務等を、人事調査官は、人事管理（職員の任免等）に関する事務を、税理士監理官は、税理士制度の運営に関する事務を行っている。

(2) 課税部

課税部には、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税課、資料調査課、酒税課、国税訟務官（室）、鑑定官室、資産評価官、統括国税実査官、統括国税調査官等が置かれているほか、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局には審理課が、東京、大阪及び審理課が置かれていない国税局には審理官が置かれている。

また、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局には機動課が置かれている。

課税総括課は、課税部の事務のうち、基本的な運営方針の企画及び立案や課税部の所掌事務に関する総括・調整等を行っている。

審理課及び審理官は、賦課に係る法令の適用及び不服申立てに関する事務を行っている。

個人課税課は、所得税及び個人事業者の資産の譲渡等に係る消費税に関する事務を行っている。

資産課税課は、相続税、贈与税及び地価税のほか、個人の譲渡所得及び山林所得に係る所得税に関する事務を行っており、機動課は、税務署の相続税等の事務の支援等を行っている。

法人課税課は、法人税及び法人の資産の譲渡等に係る消費税に関する事務のほか、源泉所得税に関する事務を行っている。

消費税課は、消費税に関する事務の調整を行っているほか、間接諸税（揮発油税、たばこ税等）に関する事務を行っている。

資料調査課は、税務署所管の納税者のうち、税務署での調査が困難な事案に対する所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税等の調査等を行っている。

酒税課は、酒税に関する事務及び酒類産業行政に関する事務を行っている。

国税訟務官は、賦課に係る訴訟に関する事務を行っている。

なお、関東信越、東京、名古屋、大阪及び広島等の5国税局には、国税訟務官室が置かれている。

鑑定官室は、酒類、揮発油等の分析・鑑定及び酒税・酒類業に係る技術的事項に関する事務を行っている。

資産評価官は、相続税等の課税に必要な財産の評価に係る事務等を行っている。

統括国税実査官は、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局の課税第一・二部において、資料調査課等の所掌する事務のうち、国税局長が必要があると認めた重要な事項に係る調査、検査等を行っている。

統括国税調査官は、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪国税局の課税第二部及び熊本国税局の課税部において、酒税等の大口納税者（例えば、酒類を年間3,000キロリットル以上移出する製造場等）の調査及び検査を行うほか、揮発油税等の間接諸税についての犯則取締り等を行っている。

さらに、課税部には、税務署における調査等の指導監督を行うとともに、特定の場合には自らもそれに必要な調査、検査等を行う国税実査官と、統括国税調査官等の命を受け大口納税者の調査等を行う国税調査官が置かれている。

(3) 徴収部

徴収部には、管理運営課及び徴収課の2課並びに統括国税徴収官が置かれているほか、関東信越、東京及び大阪の3国税局には機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、納税管理官及び特別国税徴収官が、名古屋国税局には機動課、特別整理総括課、納税管理官及び特別国税徴収官が、札幌、仙台、広島及び福岡の4国税局には特別国税徴収官が置かれている。

管理運営課は、税務署の管理運営事務の指導監督等を行っている。

徴収課は、税務署の徴収事務の指導監督等を担当し、統括国税徴収官は大口滞納の整理等を、特別国税徴収官は、超大口滞納の整理等を自ら行っている。

さらに、徴収部には、税務署における管理運営事務又は徴収事務の指導監督等に当たる国税実査官が置かれているほか、大口滞納整理等を行う国税徴収官が置かれている。

関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局の機動課に、またその他の国税局においては徴収課に集中電話催告センター室を設置し、新規に発生した少額滞納事案について、システムを利用した電話催告事務を集中的に行っている。

このほか、徴収に係る訴訟事務を行う国税訟務官が置かれ、東京、名古屋及び大阪の3国税局には、国税訟務官室が置かれている。

(4) 調査査察部

調査査察部は、大規模法人等の調査担当と悪質な脱税者の査察担当に分かれ、調査担当では、大規模法人等の法人税及び消費税の調査等を行い、査察担当では、悪質な脱税者の査察調査等を行っている。

調査担当として、各国税局に調査査察部における大規模法人等に対する調査方針の企画・立案等を行う調査管理課が、東京、名古屋及び大阪の3国税局に連結申告法人等の調査計画の企画・立案の総括等を行う広域情報管理課及び大規模法人等（連結申告法人等を除く。）の調査計画の企画・立案等を行う調査総括課が、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局に大規模法人等に対する調査結果の審理、不服申立て、訴訟事務等を行う調査審理課が置かれている。

また、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局に大規模法人等の海外取引について調査・指導等を行う国際調査課が、東京、名古屋及び大阪の3国税局に移転価格取引等について調査・

指導等を行う国際情報（第一・二）課及び大規模法人等の電子計算組織による企業会計処理（以下「機械化会計」という。）について調査・指導等を行う調査開発課が置かれている。

このほか、調査等を担当する機構として、各国税局に統括国税調査官及び特別国税調査官が置かれている。

査察担当としては、札幌、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島及び福岡の8国税局に査察調査の方針及び計画の企画・立案等を行う査察管理課が、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局に査察調査の運営に関する企画・立案・調整等を行う査察総括第一・二課が、東京及び大阪の2国税局に広域取引に係る査察調査に必要な資料及び情報の収集等を行う査察広域課が、関東信越、東京、名古屋及び大阪の4国税局に査察調査に関する必要な経済調査等を行う資料情報課が、東京国税局に査察調査の結果の審理等を行う査察審理課が、東京及び大阪の2国税局に機械化会計に係る査察調査の指導等を行う査察開発課並びに海外取引に係る査察調査の指導等を行う査察国際課が置かれている。

このほか、査察調査等を担当する機構として、各国税局に統括国税査察官及び特別国税査察官が置かれている。

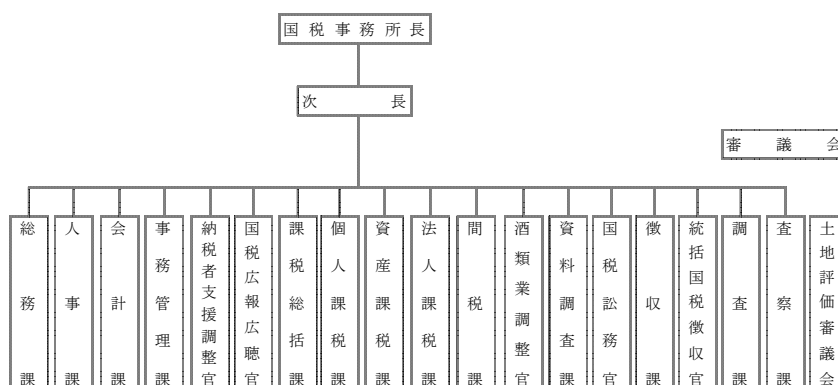
なお、調査査察部に所属して大規模法人等の調査等を行う国税調査官及び査察調査等を行う国税査察官が置かれている。

2 沖縄国税事務所

沖縄国税事務所の機構図は、7-3図のとおりであり、各課は、国税局の各部の事務に相当する事務を所掌している。

なお、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課及び資料調査課に国税実査官、間税課に国税実査官、国税調査官及び鑑定官、徴収課に国税実査官及び国税徴収官、統括国税徴収官に国税徴収官、調査課に国税調査官、査察課に国税査察官が、それぞれ置かれている。

7-3図



第5節 税 務 署

税務署は、国税庁や各国税局又は沖縄国税事務所の指導監督の下に、国税の賦課徴収を担当する第一線の執行機関であって、納税者と最も密接なつながりを持つ行政機関である。

1 全国的な配置状況

税務署は、11の国税局及び沖縄国税事務所の下、全国の主要な地に524署置かれている。

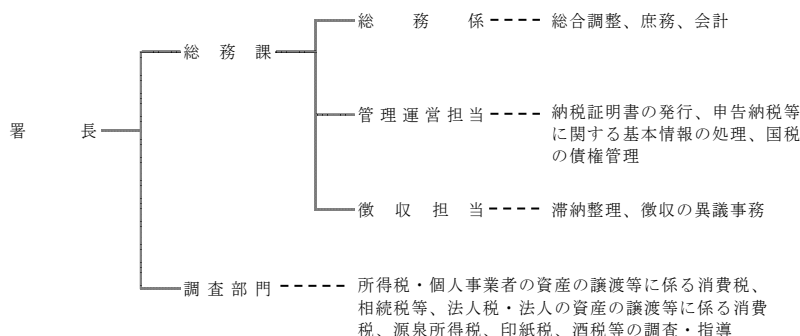
各税務署は、原則として行政区域に従って複数又は単数の市や郡、又は町村を管轄区域としているが、規模の大きな都市にあつては、一つの都市に複数の税務署が置かれている。

2 税務署の機構

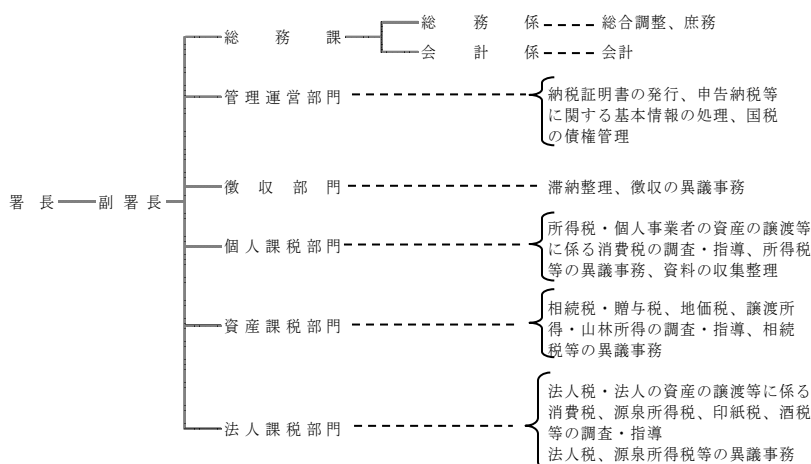
税務署の機構は、署の規模によりいくつかの形態に分かれているが、一般的には、内部事務を担当する総務課及び管理運営部門と外部事務を担当する徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門及び酒類指導官に分けられている。

税務署の規模による形態は、おおむね例Ⅰ～例Ⅲのとおりである。

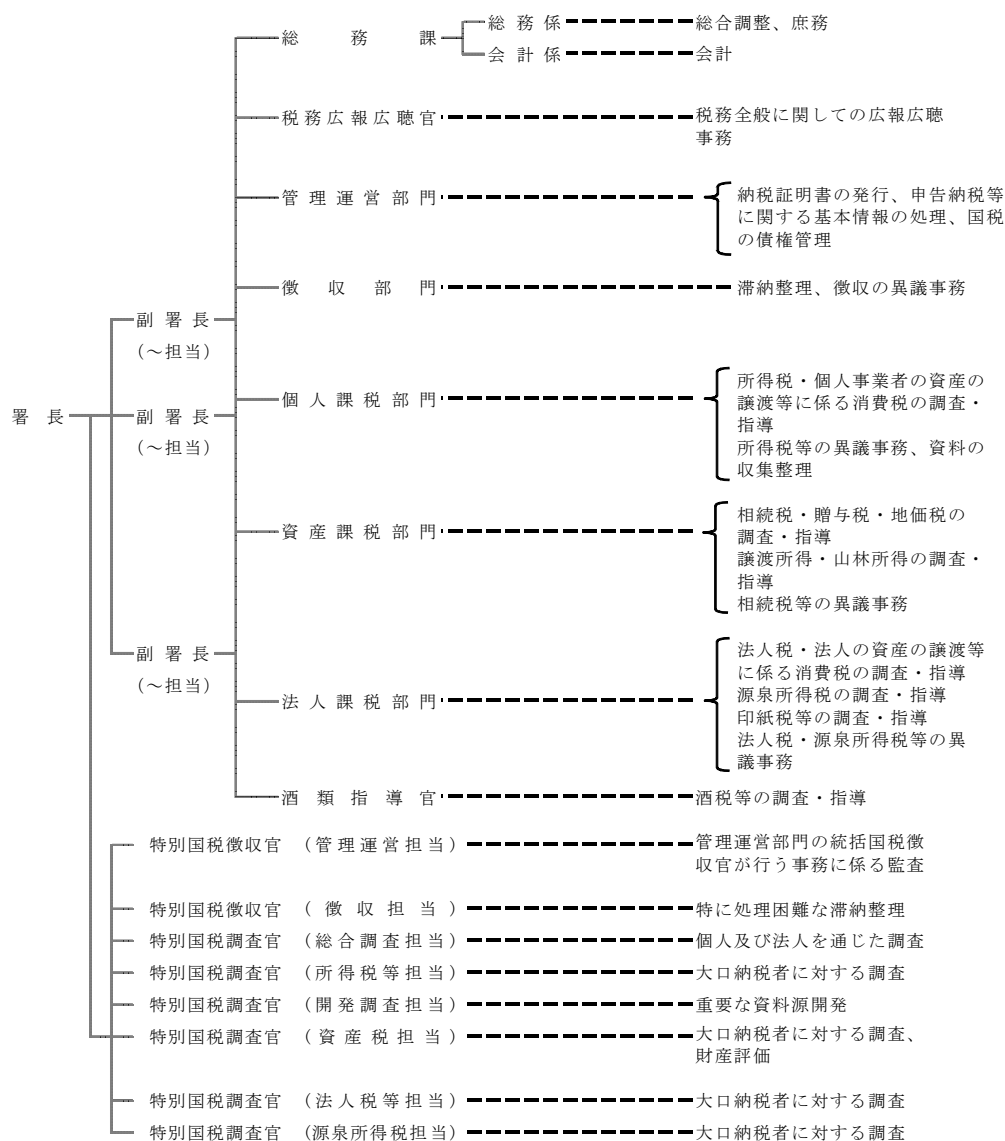
例Ⅰ（小規模の税務署に多い例）



例Ⅱ（中規模の税務署に多い例）



例Ⅲ（大規模の税務署に多い例）



(1) 小規模の税務署

例Ⅰで分かるように、最も規模の小さい税務署の機構は、総務課と調査部門の1課1部門制である。ここでは、総務、管理運営事務及び徴収事務を総務課で所掌し、賦課事務は調査部門で一括所掌している。

(2) 中規模の税務署

職員数が多くなるに従い、総務課から管理運営事務及び徴収事務を所掌する管理運営・徴収部門が分かれ、更に規模が大きい税務署にあつては、その管理運営・徴収部門が管理運営事務を所掌する管理運営部門及び徴収事務を所掌する徴収部門に分かれる。

他方、調査部門においても同様に、職員数が多くなるに従い、所得税・個人事業者の資産の譲

渡等に係る消費税及び資料の事務を所掌する個人課税部門、相続税、贈与税、譲渡所得に係る所得税等の事務を所掌する資産課税部門、法人税・法人の資産の譲渡等に係る消費税、源泉所得税、印紙税、酒税等の事務を所掌する法人課税部門に分かれる。

(3) 大規模の税務署

中規模の税務署より大きい税務署になると、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門は複数の部門に分かれる。さらに、資料、源泉所得税を専担する部門が置かれているところもある。

例えば、全国最大規模の東京国税局渋谷税務署では、総務課及び管理運営第1部門～同第7部門、徴収第1部門～同第3部門、個人課税第1部門～同第7部門（所得税等担当部門6、資料担当部門1）、資産課税第1部門～同第3部門、法人課税第1部門～同第19部門（法人税等担当部門16、源泉所得税担当部門3）の1課39部門からなっている。

このほか、特定の税務署には、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、酒類指導官、納税専門官、情報技術専門官、国際税務専門官、審理専門官、特別記帳指導官、特別調査情報官、評価専門官及び連絡調整官が置かれている。

3 課及び部門の事務

課及び部門の事務は以下のとおりである。

(1) 総務課

総務課には総務係が置かれ、署内の総合調整や庶務、広報事務を行っている。また、管理運営・徴収部門が設置されていない小規模の税務署の場合は、管理運営事務及び徴収事務も行っている。

中規模以上の税務署の総務課には、総務係のほか、署の会計・営繕等を担当する会計係が置かれている。

(2) 管理運営・徴収部門

徴収部門を独立して設置できない税務署に置かれる部門である。管理運営事務及び徴収事務を併せて行っている。

(3) 管理運営部門

納税証明書の発行、申告書・申請書等の收受、申告・納税等に関する基本情報の処理、租税債権の管理、国税に係る還付金等の還付、相続税の延納、物納の許可等の事務を行っている。

(4) 徴収部門

納付の相談や滞納となった国税の滞納処分等の事務を行っている。

なお、一定額以上の大口滞納については、国税局の徴収部がその処理に当たっている。

(5) 調査部門

小規模の税務署に置かれる部門であり、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の事務を併せて行う部門である。したがって、賦課に関する事務は全てこの部門で行っている。

(6) 個人課税部門

個人課税部門は、主に所得税等事務及び資料事務を行っている。

所得税及び個人事業者の資産の譲渡等に係る消費税に関する事務を所掌する所得税等担当が、営業、農業、その他の事業による所得、配当による所得、不動産貸付による所得などのある個人を

対象として、申告相談や調査・指導を行っている。資料事務を所掌する資料担当は、所得計算の基となる収入、支出等に関する資料（給与等の支払調書、各種の取引資料、不動産の登記資料等）を収集し、調査等に際し有効に活用できるよう整理している。

また、資産課税部門が設置されていない税務署においては、資産税担当が置かれており、相続税、贈与税及び所得税のうち譲渡所得と山林所得の申告相談や調査・指導を行っている。

(7) 資産課税部門

資産課税部門は、相続税及び贈与税の申告相談や調査・指導を行っている。また、所得税のうち譲渡所得と山林所得の申告相談や調査等も行っている。

このほか、登録免許税に関する事務も行っている。

(8) 法人課税部門

法人課税部門は、法人税・法人の資産の譲渡等に係る消費税、源泉所得税、印紙税等の事務を行っている。

法人関係事務を所掌する法人税等担当では、法人税・法人の資産の譲渡等に係る消費税及び間接諸税の申告相談や調査・指導を行っている。税務署においては、原則として資本金1億円未満の法人について調査・指導を行っており、その他の法人については、国税局の調査査察部（東京、大阪及び名古屋局は調査（一～四）部）が調査を行っている。

源泉所得税担当では、源泉徴収義務者について、納付状況を把握し納付のないものにつき納税告知を行うほか、源泉徴収義務者に対する調査等の事務を行っている。

(9) 税務広報広聴官

税務広報広聴官は、租税制度の周知、租税教室の開催など税務に関する広報事務や、納税者からの意見を聴く広聴事務を行っている。

(10) 特別国税徴収官

特別国税徴収官は、管理運営担当及び徴収担当に分かれており、管理運営部門の統括国税徴収官が行う事務に係る監査等又は大口事案や処理困難事案の滞納整理等を行っている。

(11) 特別国税調査官

特別国税調査官は、総合調査担当、所得税等担当、開発調査担当、資産税担当、法人税等担当及び源泉所得税担当に分かれており、大口納税者に対する調査、重要な資料源開発等又は財産評価を行っている。

(12) 酒類指導官

酒類指導官は、酒税の申告相談や調査等を行っている。

(13) 納税専門官

納税専門官は、主として延納及び物納に関する事務を行っている。

(14) 情報技術専門官

情報技術専門官は、主として機械化会計及び電子商取引に関する高度な調査、調査手法の開発などの事務を行っている。

(15) 国際税務専門官

国際税務専門官は、主として海外取引に関する調査、調査手法の開発などの事務を行っている。

(16) 審理専門官

審理専門官は、主として各税の調査結果の審理、法令の適用、不服申立て及び訴訟に関する事務の指導などを行っている。

(17) 特別記帳指導官

特別記帳指導官は、主として記帳指導の計画の企画及び立案などの事務を行っている。

(18) 特別調査情報官

特別調査情報官は、主として広域的に事業を行っているグループ法人に関する情報管理、調査などの事務を行っている。

(19) 評価専門官

評価専門官は、主として相続税等の賦課に必要な財産の評価に関する事務を行っている。

(20) 連絡調整官

連絡調整官は、主として複数の部門にまたがるような課税事案等の連絡調整に関する事務を行っている。